

## 橿原市立図書館視聴覚（ＡＶ）資料視聴要綱

（平成８年５月３０日教育委員会告示第１３号）

### （目的）

第１条 この要綱は、橿原市立図書館の管理運営に関する規則（平成８年橿原市教育委員会規則第４号。以下「規則」という。）第３条第１号の規定に基づく橿原市立図書館（以下「図書館」という。）の視聴覚（ＡＶ）資料の視聴について必要な時効を定めることを目的とする。

### （視聴申込み）

第２条 視聴覚資料（以下「資料」という。）を視聴しようとする者（以下「申込者」という。）は、視聴希望資料の空きケースを持参し、空きケースがないときは、備付けの申込用紙に必要事項を記入の上、図書館に申し込むものとする。

### （申込時間）

第３条 視聴申込みの受付時間は、開館日の午前９時３０分から閉館時間の２時間前までとする。

### （予約受付）

第４条 視聴している資料と同一資料を申し込むとき又はすべての視聴ブースが利用されているときは、予約受付とし、申込者に予約券を発行するものとする。利用可能となった場合は、館内放送で呼出しを行い、申込者は予約券を持参し、視聴の手続を行うものとする。

２ 館内放送による呼出しを行ったときに申込者が不在の場合は、その次の申込者を繰り上げるものとする。

### （資料の範囲）

第５条 視聴できる資料の範囲は、ビデオテープ、レーザーディスク、コンパクトディスク及びカセットテープとする。

### （補則）

第６条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度教育長の承認を得て館長が定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成８年７月１日から実施する。